

周防大島町耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月
(令和 5 年 3 月変更)
周 防 大 島 町

目 次

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の背景と目的	
1 計画の背景	1
2 計画の目的	1
第2節 計画の位置づけ等	
1 計画の位置づけ	2
2 計画期間	2
3 計画の対象となる建築物	2
第3節 想定される地震の規模及び被害の状況等	
1 主要な断層による地震	3
2 その他の断層による地震	3
第4節 用語の定義等	
1 用語の定義	5
2 法における規制対象建築物	6

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

第1節 耐震化の状況	
1 住宅	7
2 多数の者が利用する建築物等	8
第2節 耐震改修等の目標の設定	
住宅	9
第3節 公共的建築物の耐震化の目標	10

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

第1節 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	
1 役割分担	11
2 事業の実施方針	13
第2節 耐震改修促進法に基づく耐震診断及び耐震改修の促進の概要	13
第3節 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要	
1 町が実施する支援策	13
第4節 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	
1 消費者への情報提供	13
2 相談窓口の設置	14
3 技術者の育成	14
第5節 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	14
1 落下防止対策	14
2 ブロック塀の倒壊対策	14
第6節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	14

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

第1節	地震防災マップの作成及び公表	16
第2節	相談体制の整備及び情報提供の充実	16
第3節	啓発用リーフレット等の配布及びセミナー等の開催	16
第4節	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	16
第5節	自治会等との連携	17

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

第1節	関係団体等による連携	18
第2節	その他	
1	地震保険の加入推進	18
2	被災建築物応急危険度判定等の実施	18
3	その他	18

附則		18
----	--	----

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の背景と目的

1. 計画の背景

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災において、現行の建築基準法の構造基準を満足していない昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された建築物に倒壊等の被害が多く発生し、多数の死傷者が生じたことを契機に、これらの建築物に現行基準と同等の耐震性能を持たせることを目的として、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定された。

しかし近年、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）及び岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）、熊本地震（平成28年4月）、北海道胆振東部地震（平成30年9月）など、大地震が頻発しており、特に東日本大震災（平成23年3月）は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、大阪府北部を震源とする地震（平成30年6月）においてはブロック塀にも被害が発生した。このように、大地震による建築物等の被害はいつどこで発生してもおかしくない状況である。

また、南海トラフ地震等の大規模地震発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

このため、国では地震による死者数を半減させること等を目的に、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年5月に法を改正し、その後、平成30年11月に法施行令、また、令和3年12月に基本方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）の改正を行っている。

2. 計画の目的

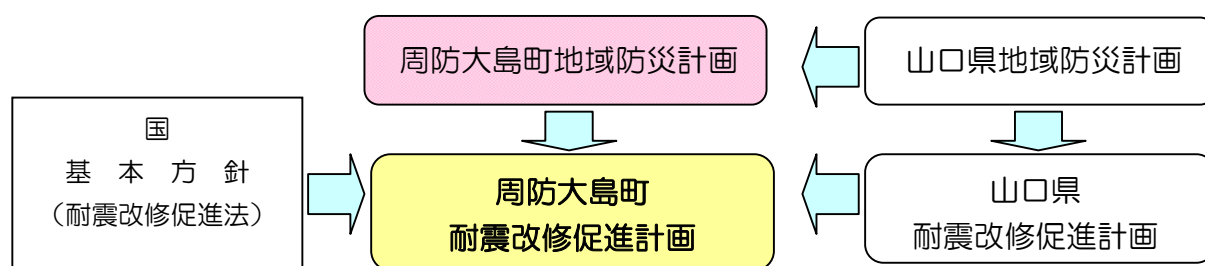
「周防大島町耐震改修促進計画」は、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、旧耐震基準で建築された建築物の耐震診断や現行耐震基準を満足していない建築物の耐震改修を総合的かつ計画的に進め、本町における建築物の耐震化を促進することを目的とする。

第2節 計画の位置づけ等

1. 計画の位置づけ

本計画は、国が策定した基本方針及び山口県耐震改修促進計画に基づき、町内の既存建築物の耐震診断及び耐震改修に関する施策の方向性を示す計画であり、「周防大島町地域防災計画（震災対策編）」（以下「周防大島町地域防災計画」という。）の関連計画となるものである。

図1 計画の位置づけのイメージ



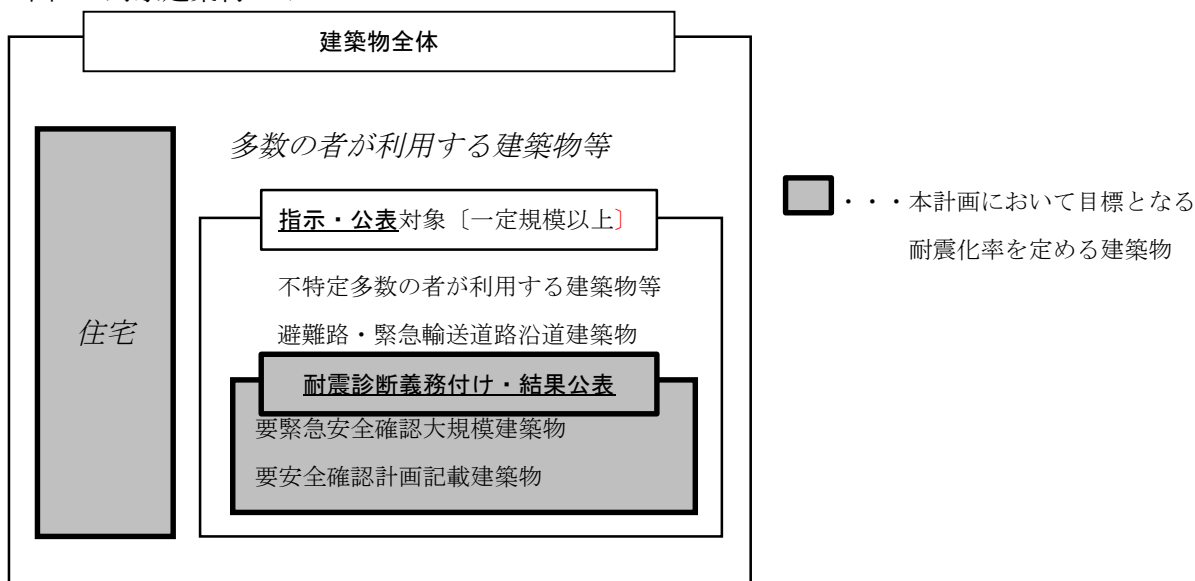
2. 計画期間

本計画の実施期間は、令和7（2025）年度までとする。
なお、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 計画の対象となる建築物

耐震化の目標を設定する建築物は、「住宅」及び「多数の者が利用する建築物等」のうち耐震診断義務付け対象建築物」とする。

図2 対象建築物のイメージ



第3節 想定される地震の規模及び被害の状況等

周防大島町地域防災計画では、主要な断層による地震とその他の断層による地震の被害想定がされている。

1. 主要な断層による地震

(1) 南海トラフ巨大地震

◇予想される震度

震度6弱から震度5強が想定される。

◇想定される被害

建物被害は全壊351棟、半壊2,374棟、人的被害は死者71人、負傷者192人が想定される。

(2) 安芸灘～伊予灘の地震

◇予想される震度

震度6弱から震度5強が想定される。

◇想定される被害

建物被害は全壊221棟、半壊978棟、人的被害は死者4人、負傷者46人が想定される。

(3) 大竹断層（小方～小瀬断層）

◇予想される震度

震度6弱から震度5弱が想定される。

◇想定される被害

建物被害は全壊135棟、半壊463棟、人的被害は死者2人、負傷者19人が想定される。

(4) 中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）

◇予想される震度

震度6強から震度5強が想定される。

◇想定される被害

建物被害は全壊751棟、半壊3,419棟、人的被害は死者36人、負傷者232人が想定される。

2. その他の断層による地震

(1) 徳佐～地福断層

◇予想される震度

震度5強から震度4が想定される。

◇想定される被害

建物被害は全壊28棟、半壊39棟、人的被害は死者0人、負傷者1人が想定される。

(2) 周防灘断層群主部

◇予想される震度

震度 5 強から震度 5 弱が想定される。

◇想定される被害

建物被害は全壊 58 棟、半壊 116 棟、人的被害は死者 1 人、負傷者 4 人が想定される。

(3) 佐波川断層

◇予想される震度

震度 5 強から震度 4 が想定される。

◇想定される被害

建物被害は全壊 54 棟、半壊 75 棟、人的被害は死者 0 人、負傷者 3 人が想定される。

(4) 大河内断層

◇予想される震度

震度 5 強から震度 4 が想定される。

◇想定される被害

建物被害は全壊 56 棟、半壊 87 棟、人的被害は死者 0 人、負傷者 3 人が想定される。

(5) 日積断層

◇予想される震度

震度 6 弱から震度 5 弱が想定される。

◇想定される被害

建物被害は全壊 115 棟、半壊 342 棟、人的被害は死者 2 人、負傷者 12 人が想定される。

第4節 用語の定義等

1. 用語の定義

本計画における用語の定義は下表のとおりとし、特に定めのない場合は、法、同法関係政省令及び関連告示の用語の例による。

用語	定義
法	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月）
基本方針	国土交通大臣が定める建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（法第4条、国土交通省告示第184号）
県計画	山口県耐震改修促進計画（法第5条）
計画	周防大島町耐震改修促進計画（法第6条）
耐震診断	地震に対する安全性を評価すること
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること
所管行政庁	建築物の耐震診断・改修等の指導、助言及び指示等を行う行政庁 山口県の場合、全ての建築物を所管する行政庁は、山口県、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市及び周南市。木造住宅等の小規模な建築物を指示対象とする行政庁は、長門市及び山陽小野田市が該当
現行耐震基準 （新耐震基準）	昭和56年6月1日の建築基準法以降に工事着手した建築物に適用される耐震基準
旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に工事着手した建築物に適用されていた耐震基準
既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法等の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの
多数の者が利用する建築物等（特定既存耐震不適格建築物）	①多数の者が利用する一定規模以上の建築物、②一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場又は処理場、③緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（法第14条各号）
要安全確認計画記載建築物	防災拠点となる建築物又は緊急輸送道路等の避難路沿道建築物であって、耐震診断およびその結果の報告を義務付けることを県または市町の計画に記載した建築物（法第7条各号）
要緊急安全確認大規模建築物	①病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物、②学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物、③一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場又は処理場のうち大規模な建築物（法附則第3条第1項各号）
耐震診断義務付け対象建築物	要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物で、耐震診断の実施とその結果を所管行政庁への報告が義務付けられた建築物
通行障害既存耐震不適格建築物	地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行・避難を妨げるおそれがある既存耐震不適格建築物 （県：法第5条第3項第2号及び第3号／県計画において第3号のみ指定） （市町：法第6条第3項第1号及び第2号）
緊急輸送道路	地震による建築物の倒壊・閉塞によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げにならないように通行を確保すべき道路（法第5条第3項第3号）
定期調査報告	安全上、防火上又は衛生上特に重要である建築物の所有者や管理者が、建築物の状況を定期的に調査し、特定行政庁に行う報告（建築基準法第12条第1項）

2. 法における規制対象建築物

規制対象一覧			
用途	特定既存耐震不適格建築物 (所管行政庁の指導・助言対象)	特定既存耐震不適格建築物 (所管行政庁の指示対象)	耐震診断義務付け対象建築物 (所管行政庁への耐震診断結果の報告対象)
学校 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
ホテル、旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上 (敷地境界線から一定距離以上に存する建築物に限る)
避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物(道路幅員が 12m 以下の場合は 6 m 超)	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物(道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超)
防災拠点である建築物			耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害、応急対策に必要な施設等の建築物

要緊急安全確認大規模建築物

多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物等

要安全確認計画記載建築物

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

第1節 耐震化の状況

1. 住宅

平成30年住宅・土地統計調査によると周防大島町内の住宅総数は約12,260戸あり、うち居住世帯がある住宅数は、約7,490戸である。

このうち、耐震化の対象となる昭和56年5月以前の耐震基準（旧耐震基準）で建築された住宅は約4,100戸（約55%）で、全国平均（約24%）に比べて割合が高く、特に耐震化の対象となる住宅のうち、木造戸建て住宅は、約3,720戸（約91%）でその大半を占める。

町内の耐震診断の実施状況に関する統計データがないため、全国の耐震化状況の率を基に、居住世帯がある住宅数に占める耐震性のある住宅の割合を示す耐震化率を推計すると約68%（約5,120戸）で、全国平均（約87%）を下回る水準となっている。

表1－居住世帯がある住宅の推計

【平成30年 注1）】

	戸数	うち耐震性有	耐震化率
木造戸建て	6,520戸	4,300戸	約66%
共同住宅等注2)	970戸	820戸	約85%
合計	7,490戸	5,120戸	約68%

注1）住宅は、平成30年住宅・土地統計調査による。以下同じ。

注2）共同住宅等

木造及び防火木造戸建て住宅以外の戸建て住宅、共同住宅、長屋住宅をいう。

2. 多数の者が利用する建築物等

令和元年度山口県調査によると、多数の者が利用する建築物等は、町内に59棟あり、そのうち耐震性があるとされる建築物は56棟で、耐震化率は約95%と全国平均（約89% 推計値）を上回っている。

旧耐震基準で建築された多数の者が利用する建築物等は、15棟（約25%）であるが、そのうち、耐震性があるとされる建築物は、12棟（80%）である。

これは、平成25年の法改正により耐震診断が義務付けされた建築物について、耐震診断を行い、耐震性がないと判断された学校などの公共施設の耐震改修が行われたことによる。

また、耐震診断を行った建築物は全体で13棟（約87%）であり、県・町有建築物10棟（100%）、民間建築物3棟（60%）である。

表2－多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況（用途別）【令和元年度 注1】

建物用途	棟数	耐震性有		耐震化率 注2)
		昭和56年5月以前	昭和56年6月以降	
学校（小学校、中学校等）	29棟	9棟	20棟	100%
体育館	2棟	0棟	2棟	100%
病院	6棟	1棟	5棟	100%
ホテル、旅館	2棟	0棟	1棟	50%
賃貸共同住宅、寄宿舎	6棟	2棟	4棟	100%
事務所	1棟	0棟	1棟	100%
老人ホーム等	10棟	0棟	9棟	90%
庁舎	3棟	0棟	2棟	約67%
合計	59棟	12棟	44棟	約95%

注1) 多数の者が利用する建築物等は、令和元年度山口県調査による。以下同じ。

注2) 耐震化率：＝ $\frac{\text{耐震性有 多数の者が利用する建築物等数}}{\text{全ての多数の者が利用する建築物等数}}$

耐震性有：現行基準の建築物及び旧耐震基準の建築物で耐震性が確認されたもの及び耐震改修済みの建築物等数（棟単位）

耐震性無：旧耐震基準の建築物で耐震診断未診断及び耐震性がないと確認された建築物

表3－多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況（所有者別）【令和元年度】

所有者	棟数	耐震性有	耐震化率
県	7棟	6棟	約86%
町	32棟	32棟	100%
民間	20棟	18棟	90%
計	59棟	56棟	約95%

表4－旧耐震基準で建築された多数の者が利用する建築物等の状況【令和元年度】

所有者	棟数	耐震診断済	耐震性有		
			診断の結果 耐震性有	耐震改修済	計
県	3棟	3棟	0棟	2棟	2棟
町	7棟	7棟	2棟	5棟	7棟
民間	5棟	3棟	1棟	2棟	3棟
計	15棟	13棟	3棟	9棟	12棟

第2節 耐震改修等の目標の設定

国の基本方針において、令和12年までに耐震性が不十分な住宅を、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消することを目標としている。


また、県計画では、平成30年度時点の住宅の耐震化率約81%を約90%に、多数の者が利用する建築物等のうち耐震診断義務付け対象建築物については、令和7年度までにおおむね解消することを目標としている。

本町の耐震化率は、住宅については、平成30年時点で約68%と全国平均の約87%に比べて低いが、多数の者が利用する建築物等については、令和元年度山口県調査によると、約95%と全国平均の約89%に比べ高い状況となった。このような現状を踏まえ、本町としては、目標とする耐震化率を設定することとする。

住宅

住宅の耐震化率については、現状の耐震化率を踏まえ、令和7年度までに、引き続き、90%とすることを目標とする。

表5 - 住宅の目標

		平成30年 (耐震化率)		令和7年度目標 (耐震化率)
住宅	総数	7,490戸		90%
	うち耐震性有	5,120戸 (約68%)		
	うち耐震性無	2,370戸 (約32%)		

第3節 公共的建築物の耐震化の目標

庁舎、学校、病院、公営住宅等は、地震等の災害が発生した場合には、防災拠点、避難場所、仮住居等として防災上重要な施設である。なお、防災上重要な施設には、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、大規模な地震が発生した場合において、公共的にその利用が可能な建築物も想定される。

また、保育所、老人ホーム、福祉ホーム、障害者施設等は災害時に利用者自らが避難することが容易ではない用途の建築物である。

このため、これらの公共的な用途の建築物で多数の者が利用する建築物等に該当する建築物は、他の多数の者が利用する建築物等と比べ、早急に耐震化を促進していく必要があることから、これらの公共的な建築物のうち、「山口県国土強靱化地域計画」で位置付けられている建築物については、各用途施設毎に定められた耐震化率を目標とする。

表6－各用途別の耐震化目標

建築物名	耐震化率	目標値 (耐震化率)
県立学校の耐震化率 (R1)	100%	—
町立学校の耐震化率 (R1)	100%	—
防災拠点となる公共施設等の耐震化率 (R1)	約 98%	100% (令和6年)

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

第1節 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

町、建築物所有者、建築関係技術者、住宅・建築関係団体、自主防災組織・自治会等（以下「自治会等」という。）は、以下に示す役割のもと、連携を図りながら耐震診断及び耐震改修を進める。

1. 役割分担

(1) 町の役割

町は、住民の最も身近な立場から、地域の実情に応じた建築物の耐震化の促進のための施策を行う。また、住民、自治会等が行う耐震診断・耐震改修を支援し、連携して以下のことを実施する。

①耐震診断及び耐震改修を促進するための計画の策定

◇町耐震改修促進計画の策定及び見直し

②耐震診断及び耐震改修の実施、促進

◇町有建築物の耐震診断・耐震改修の計画的な実施

◇民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進

◇特に耐震改修の必要な建築物の設定及び耐震診断・耐震改修の誘導

◇耐震診断・耐震改修に対する専門家の派遣や、各種補助事業の実施のほか、税制補助のための証明等

◇耐震改修促進法第7条第3号の規定に基づく要安全確認計画記載建築物の指定及び耐震診断結果の報告期限の指定

◇耐震改修促進法第6条第3項第1号及び第2号の規定に基づく通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路の指定

③所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等◇耐震診断・耐震改修相談窓口の設置及び運営

◇所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供

◇自治会等との連携による建築物の耐震性向上、家具の転倒防止対策、ブロック塀の転倒防止対策等の実施

◇地震ハザードマップの作成による注意喚起

④県、住宅・建築関係団体との連携

◇県、住宅・建築関係団体との連携体制の構築

⑤住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定

◇住宅の耐震化を緊急的に促進するための具体的な行動計画をアクションプログラムとして定める。

(2) 建築物所有者等

建築物の耐震化は、所有者等自らの問題として取り組むことが不可欠

であり、所有者等は以下のことを実施する。

①建築物の耐震化の促進

- ◇自らが所有または管理する建築物の耐震性を確認するための耐震診断の実施
- ◇耐震診断の結果を踏まえた建替え及び耐震改修の実施

(3) 建築関係技術者

県、町が実施する耐震診断・耐震改修を促進するための施策への協力や、専門的知識を有する建築関係技術者として所有者等への適切なアドバイス等、以下のことを実施する。

①所有者等に対する普及啓発及び情報提供

- ◇所有者等に対する耐震性向上に関する適切な助言

②耐震診断及び耐震改修の実施

- ◇耐震診断・耐震改修業務の適切な実施

③技術の向上及び研鑽

- ◇耐震診断・耐震改修に係る講習会の受講及び受講者名簿への登録
- ◇耐震診断・耐震改修に関する技術の向上及び研鑽

(4) 住宅・建築関係団体

県、町が実施する建築物の耐震化を促進するための施策への協力や、中立的な立場から建築物の所有者等への適切なアドバイスや、所有者、技術者及び行政等と連携し、以下のことを実施する。

①所有者等に対する普及啓発及び情報提供

- ◇耐震診断・耐震改修相談窓口の設置及び運営
- ◇耐震講習会等の実施

②技術者の養成

- ◇耐震診断・耐震改修に関する技術者研修の実施等

③耐震診断業務の促進

- ◇耐震診断を行う者に対する情報提供
- ◇耐震診断アドバイザー派遣等

④県、町との連携

- ◇耐震診断・耐震改修の促進のための県、町への協力

(5) 自治会等

建築物の耐震化の促進については、地域自らの問題として自治会等は、以下のことを実施する。

①普及啓発及び情報提供

- ◇建築物の耐震性向上のための自治活動等、家具の転倒防止対策、ブロック塀の転倒防止対策等の実施

2. 事業の実施方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が自らの問題として取り組むことが不可欠である。町は、こうした所有者等の取り組みを支援するという観点から、所有者等が耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度等により住宅・建築物の耐震化を進めるものとする。

第2節 耐震改修促進法に基づく耐震診断及び耐震改修の促進の概要

耐震改修促進法による指導の実施については、県の作成した耐震改修促進計画に基づき、町に連携を求められたときは、県と連携して対応する。

第3節 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

耐震化率を目標数値まで引き上げるためには、旧耐震基準で建築された耐震性が不十分な住宅・建築物の耐震改修や建替えを促進させる必要がある。

旧耐震基準で建築された建築物の中には、耐震性を有する建築物もあると想定されるものの、耐震診断を行っていないために、その実態が不明なものがあることから、耐震性の判断がされずに耐震改修や建替えが進んでいないと推測される。

については、耐震診断・耐震改修をより一層促進させるために、国及び県の補助事業等を活用した助成制度により住宅・建築物の耐震化の促進を図る。

1. 町が実施する支援策

本町においては、旧耐震基準で着工された一戸建ての木造住宅の耐震診断に要する費用の補助事業を平成17年度より、耐震改修に要する費用の補助事業を平成20年度より実施している。

引き続きこれらの補助制度の周知を行い、住宅の所有者による耐震診断及び耐震改修の取組を支援するとともに、利用しやすい制度設計を検討する。

第4節 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

1. 消費者への情報提供

(1) 啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用

県が作成した耐震診断啓発用リーフレットやリフォームにあわせた住宅の耐震改修の方法を紹介する事例集を相談窓口を設置する。

また、各種セミナー等においても活用することとする。

(2) 優良技術者の紹介

講習会の受講修了者を掲載した「山口県木造住宅耐震診断・耐震改修技術者名簿」を相談窓口を設置し、優良な技術者の情報提供を行う。

2. 相談窓口の設置

耐震診断・耐震改修の相談を受ける窓口を町役場総務課に設置する。

3. 技術者の育成

県が開催する耐震診断や耐震改修工事を行う技術者向けの講習会への参加を促す。

第5節 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

1. 落下防止対策

建築物の所有者又は管理者に対し、外壁、窓ガラス、大規模空間を持つ建築物の天井等の落下防止対策について周知し、基準に適合していない建築物については所有者や管理者に対して、県と連携して必要な指導・助言を行う。

2. ブロック塀の倒壊対策

ブロック塀は、住宅密集地等に設置される事例が多く、地震時に倒壊した場合、人的被害が発生する可能性があることから、その対策を講じる必要がある。

このため、自治会等の組織を通じ、ブロック塀の安全対策についての周知や、自治会等による危険箇所マップ作成に対し、町が協力を行うなど危害防止対策を講じる。

また、ブロック塀の代わりに生け垣等を設置するなど、地震時に倒壊しないような工法への転換をPRする。

第6節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号並びに第6条第3項第1号及び第2号の規定に基づく道路は、地震による建築物の倒壊・閉鎖によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げにならないように通行を確保すべき道路を定めることとなっている。

県では、平成9年3月に策定した「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成27年8月改定)」において、緊急輸送を確保するため必要な道路

(緊急輸送道路)を定めている。

町では、町内の県指定緊急輸送道路と避難場所など町の防災拠点施設とを結ぶ町道を町の緊急輸送道路として定めている。

緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能するものとして定められている。

県では、「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画」の第一次緊急輸送道路を耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づく道路として定めている。

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

第1節 地震防災マップの作成及び公表

住宅・建築物の耐震化にあたり、建築物の所有者等の意識の向上を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震防災マップ）を公開する等、住民にわかりやすい地震防災に関する情報をホームページ、広報等を通じて公表し、住民への周知に努める。

第2節 相談体制の整備及び情報提供の充実

耐震改修等、住宅・建築物の耐震化について住民の相談に適切に対応するため、町では、役場総務課に耐震改修相談窓口（表7）を設置している。この相談窓口においては、耐震診断、耐震改修、助成制度、税制等についての相談及び情報提供等を行うこととする。

表8 一町の相談窓口

窓口担当課名	担当班名	電話番号
周防大島町総務部総務課	消防防災班	0820-74-1000

第3節 啓発用リーフレット等の配布及びセミナー等の開催

地震による被害の重大性や耐震診断を行うための問診票、安心できる住まい方の提案等を掲載したリーフレットや、効率的な耐震改修の提案として、リフォームにあわせた住宅耐震改修法を紹介する事例集を相談窓口を設置する。

また、各種セミナー等においても活用し、耐震診断・耐震改修の啓発を図る。

第4節 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修を促進するためには、設備の更新や、バリアフリー化、リニューアル等のリフォームの機会を捉えることが効果的である。

このため、耐震診断を行った際に改修にかかる費用の概算を住宅所有者に示して、具体的な改修方法について説明している。

しかし、所有者が高齢であり、かつ住宅全体を耐震化するためには多額の費用が必要であるため、現段階では改修まで至っていないことが多い。

その問題を解決するためには、高齢者世帯等で今後大規模なリフォームの予定がない住宅について、主とした居住空間のみを耐震化する方法を住宅メーカーや工務店等と連携して提案することも検討していくこととする。

第5節 自治会等との連携

地震対策の基本は、「自らの命は自らで守る」であるとともに、「自らの地域はみなで守る」ことであるので、自治会等単位で地震についての対策を講じることが重要である。

また、地域における住民間の連携や、日ごろからの地震に対する意識などの備えのためには、町が自治会等と連携しての対策が必要である。

自治会等との連携活動として、地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の啓発・普及を行ない、また、地域全体での耐震化の促進や危険なブロック塀の改修・撤去、家具の転倒防止等の取り組みを行うことが重要である。

町 : 自治会等に対する支援、自治会等との協働による地域の点検、地域ごとでの普及啓発活動等

自治会等 : 住民同士の連携強化、回覧板や掲示板等による情報の提供、防災訓練の実施等

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

第1節 関係団体等による連携

県と市町とが連携して建築物の耐震化の促進に取り組むために、「山口県耐震改修促進市町協議会」において、県内の建築物の耐震診断・耐震改修の促進に関する情報交換、推進に係る検討、施策の研究等を行なっている。

併せて、(一社)山口県建築士事務所協会をはじめとする住宅・建築関係団体に対して、耐震診断・耐震改修の促進に引き続き協力いただくよう要請し、連携を強化する。

第2節 その他

1. 地震保険の加入推進

地震が発生した場合には、倒壊した家屋を持つ被災者は多くの負債を抱えることになる場合が多く、自らの財産を保護するためには、地震保険への加入も有効な手段と考えられることから、広報や各種セミナー等により加入の促進に努めることとする。

2. 被災建築物応急危険度判定等の実施

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の危険度判定が必要な場合は、県との連携により判定実施本部等を設置し、必要な措置を講じる。

また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設が必要な場合には、迅速に仮設住宅の建設を行うとともに、公営住宅等の公的賃貸住宅の空き住居の提供を行うこととする。

さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等、地震被災時においても、適切な対応を行う。

3. その他

その他必要な事項は別途定める。

附 則

この計画は、計画期間満了後も新たな計画を定めるまでの間は、なおその効力を有する。